失業者の雇用等について

1 新規雇用失業者

当該委託事業においては、本契約書第3条で規定した人数以上の失業者を新たに雇用 しなければならない。

また、委託期間内で雇用契約を更新し、6ヶ月を超えて雇用した新規雇用失業者については、更新前及び更新後についてそれぞれ1名ずつ雇用したものとみなす。

2 人件費割合

当該委託事業においては、契約金額に対する新規雇用失業者の人件費割合が75%以上でなければならない。

なお、人件費は、当該労働者に支払われる給与、通勤手当等の諸手当、社会保険料の 事業主負担分等のほか、賞与、退職手当等、受託事業者の社内規定において労働者に対 する支給が義務づけられているものを含み、人材育成の対象ではない失業者に係るもの を除く。

3 新規雇用失業者の募集

公共職業安定所を通じた募集を行う際に、求人申込書の21欄(備考欄)に「緊急雇用基金事業(県)」と記入すること。

4 新規雇用失業者の採用時における確認事項

(1) 「失業状態」であることの確認等

履歴書に基づいて口頭で行うほか、必要に応じて各号に掲げるいずれかの書類(複数可)を提出させて確認すること(確認資料は写しをとり保存すること)。また、当該委託事業の検査等において、提出した書類が閲覧される可能性がある旨を当該応募者に伝え、了承を得ること。

雇用保険受給資格者証の写し

離職票の写し

公共職業安定所へ求職申し込みを行った際の求職受付票(ハローワークカード)の写し

廃業届(元自営業者の場合)の写し

その他、失業状態であることを証明する書類の写し

(2) 他の基金事業への従事について

応募者に対し、この事業が国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく「緊急雇用基金事業」である旨を説明し、平成21年4月以降に他の緊急雇用基金事業に従事していたか、従事していた場合、事業名・実施主体(県・市町村)を確認すること。

また、同一の労働者が複数の緊急雇用基金事業に従事できるのは、通算で1年以内 までであること(介護分野以外の事業に従事していた方が介護分野に従事する場合及 び被災求職者を雇用する場合を除く。)及び同時期に複数の緊急雇用事業に従事でき ない旨を説明すること。

5 新規雇用者の雇用期間について

期間の定めのない雇用契約及び日々雇い入れる形での雇用契約(いわゆる日雇い)とせず、1年以内の範囲において一定の雇用期間を定めて雇用契約を締結すること。

但し、年間を通じて定量的な作業が見込まれない業務を除き新規雇用労働者の雇用・ 就業期間を6ヶ月以内とした場合は、1回に限り雇用期間の更新が可能であること。

なお、上記例外として、被災求職者については、雇用・就業期間にかかわらず、複数 回の更新も可能とする。

また、失業者が次の雇用に至るまでのつなぎの雇用を創出するという観点から、出来るだけ長期の雇用期間を設定することとし、特段の理由なく、業務の分割や雇用期間又は1日あたりの雇用期間の短縮を図ることは厳に慎むこと。なお、1月当たりの実雇用日数が10日を上回るよう配慮すること。

6 報告資料等の作成

(1) 「新規雇用者確認票」の作成

「失業状態」であることの確認方法、確認内容、確認結果について、個々人ごとに「新規雇用者確認票」【別添1】に記載し、当該委託事業の完了した日が属する神奈川県の会計年度の終了後も5年間保存すること。なお、4(1)において徴収した書類についても「新規雇用者確認票」に添付して保存すること。

(2) 「新規雇用失業者リスト」の作成

当該委託事業終了時に、「新規雇用失業者リスト」【別添2】を作成し、実績報告書に添付して提出すること。

7 雇用期間終了後の就労状況等の調査等の実施

当該委託事業において、雇用した失業者に対する就労状況等の調査等を発注者が実施する場合、受注者はこれに協力すること。